平成２１年（フ）第８０３号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目１番５―403号
債務者　村岡とも子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８０４号
千葉県市川市新田２丁目13番３―208号ハイツ市川
債務者　中尾　幸弘
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１７号
千葉市美浜区高浜１丁目５番４棟508号
債務者　深澤　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１９号
千葉県習志野市東習志野２丁目10番１―403号
債務者　太田　敏子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８２６号
千葉県市原市五井西３丁目11番地16
債務者　松田　敏子（旧姓重延）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３５号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目21番２号コーポ鈴木301号
債務者　河野千代子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４５号
千葉市若葉区小倉町1751番地36　ベルレール小倉台弐番館403号
債務者　松崎久美子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８７５号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番12棟201号
債務者　高梨　健一
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８９８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目521番地　みつる荘
債務者　葛西　　修
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８号
千葉県木更津市若葉町５番９号
債務者　山村　友子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２８６号
山梨県笛吹市一宮町石2097番地13
債務者　桑原　隆馬
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
山梨県甲府市上石田２丁目41番４号　第２上南ハイツ305号室
債務者　秋山　あや
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５９８号
岐阜市尻毛１丁目115番地３コーポいぶき102号室
債務者　篠田　憲子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３２号
岐阜県瑞穂市呂久1026番地
債務者　馬渕　　乾
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４８９号
岐阜市東鶉２丁目55番地１コーポ鶉101号室
債務者　柳瀬　伸二
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９４号
岐阜市岩利514番地２
債務者　北山　満子（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９９号
岐阜県本巣郡北方町高屋24番地
債務者　豊田たけ子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所